

中国会計・税務実務ニュースレター

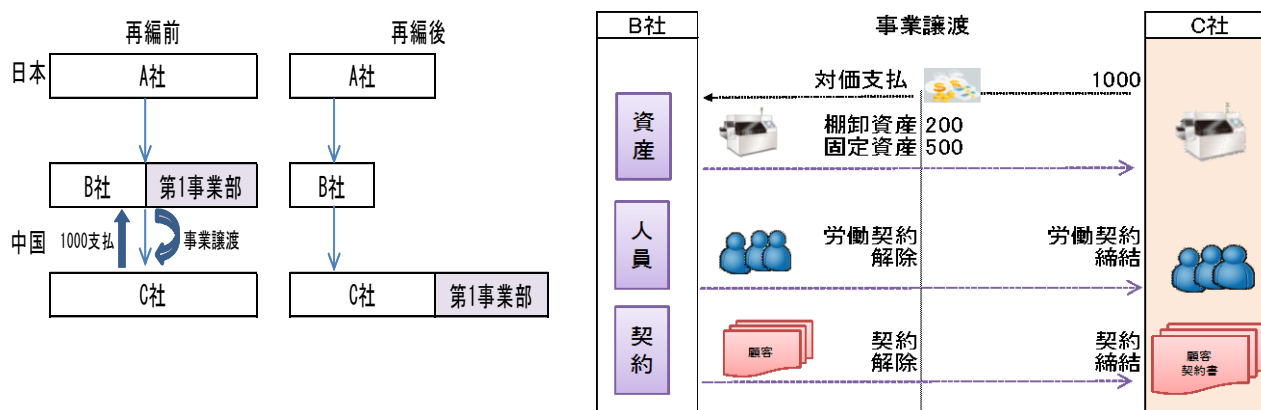
今回のテーマ： 中国事業譲渡に関わる増値税について

昨今、中国における日系企業では、グループ内の「ヒト・モノ・カネ」をより有効に活用するために、その中国関連会社間において事業譲渡を行うことが増えています。今回は、中国事業譲渡に関わる増値税について紹介します。

1. 事例

日本親会社 A 社の中国子会社 B 社は、第 1 事業部の棚卸資産、固定資産、顧客、従業員を含めた事業を一括して中国孫会社 C 社（B 社の子会社）に譲渡する（以下、「事業譲渡」という）予定です。

イメージ図は以下の通りです。



B 社は、当該事業譲渡が中国国家税務総局公告 2011 年 13 号文（詳細下記 3(1)）に規定する取引に該当し、譲渡収入は増値税の課税対象にならないと認識しています。つまり、B 社側の売上増値税、C 社側の仕入増値税は発生しないとの認識です。

2. 税務局の主張

所轄税務局は譲渡収入が増値税の課税対象ではないことは認めたものの、当該譲渡の対象となった棚卸資産および固定資産は「増値税暫定条例」第 10 条に規定する「非課税項目、免税項目、団体福利および個人消費用に購入する課税部品」の非課税項目に該当し、増値税の仕入税額控除を受けられない、既に申告・控除済みの仕入税額控除を否認し、修正申告を行わなければならないと主張しました。

さらに、B 社は税務抹消手続きを行っていないため、国家税務総局公告 2012 年 55 号文によると、C 社は引き続き当該仕入増値税控除を享受できません。結果的に、B 社 C 社グループ全体で考えると、未控除増値税相当分の税負担が増加してしまいました。

3. 課税根拠

(1) 中国国家税務総局公告 2011 年 13 号文¹

国家税務総局公告 2011 年 13 号文によると、資産再編においては、企業の全部または一部の実物資産及びそれに関連する債権、債務及び従業員を一体として他の企業または個人に譲渡する場合（日本の「事業譲渡」に該当する）には、当該取引は増値税の課税対象にならないと定められています。

¹ 「納税者の資産再編に関する増値税の問題についての公告」 2011 年 2 月 18 日公布



Grant Thornton

An instinct for growth™

(2) 中国国家税務総局公告 2012 年 55 号文²

未控除仕入増値税処理方法について、国家税務総局は 2012 年 12 月に通達を公布し、処理方法を明確に規定しました。

国家税務総局公告 2012 年 55 号文によると、資産再編においては、増値税一般納税者が全部の資産・負債及び従業員を一体として他の増値税一般納税者に譲渡し、税務登記を抹消する場合、抹消登記前の未控除仕入増値税について当該資産の受入企業が引き続き控除できると規定しています。

当該通達をまとめると、引き続き仕入増値税を控除できる条件は 3 つあります。

- ① 資産等の譲渡先と受入先は両者とも増値税一般納税者であること。
- ② 一部ではなく全部の資産・負債・従業員を譲渡しなければならないこと。
- ③ 譲渡先企業は税務抹消手続きを行わなければならないこと。

上記の②全部資産の譲渡と③税務抹消の条件を確認すると、引き続き仕入増値税の控除が可能なのは、実質的には事業譲渡ではなく、企業合併ということになります。

4. 結末

B 社は、今回の事業譲渡取引が 13 号文の規定を満たし、「増値税暫行条例」第 10 条の非課税項目に該当しないと認識していましたが、税務局の主張を重視し、しかも増値税が転嫁出来る間接税であることを考慮したうえ、有税取引を選択しました。

お見逃しなく！

所轄税務局は関連会社間で行われた事業譲渡の価格の妥当性について指摘した場合、改めて独立第 3 者資産評価機関に事業価値の評価を求める可能性があります。

² 「納税者の資産再編に係る増値税の控除未済税額処理に関する問題についての公告」2012 年 12 月 13 日公布